

松阪市認知症高齢者等個人賠償責任保険のお知らせ

1. 認知症高齢者等個人賠償責任保険とは

認知症の人が他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に市が契約者として加入するものです。

なお、保険料は全額を市が負担します。(個人負担はありません)

◆例えば、このようなときに保険が適用されます



2. 保険加入の対象になる人

この保険加入のためには、下記①～③全てを満す必要があります。

- ①「おかえりSOSネットワークまつさか」に登録のある方
- ②本人が40歳以上で松阪市に住民登録があり自宅で生活されている方（※1）
- ③介護保険申請の主治医意見書に認知症の診断名の記載がある方
(申請後、市で確認します。)

(※1) 施設等で生活している人は、この保険に加入できません。

※施設等とは、下記のとおりです。

(1) 介護保険サービスにおける施設を利用する方

●施設サービス

(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設)

●居住系サービス

(認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護)

(2) 医療法に規定する病院又は診療所に入院している方

(3) 次のいずれか社会福祉施設に入所している方

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設等に入所している方
- ②生活保護法に規定する救護施設及び更正施設に入所している方
- ③老人福祉法に規定する養護老人ホームに入所している方

3. 加入の申し込み

加入申請書を市に提出してください。

市で、加入要件の確認を行い、後日、結果通知書をお送りします。

*申請内容に変更があった場合は変更届を提出してください。

個人賠償責任保険の流れ

事前登録・申請

- 加入申請書の提出
- 対象者の確認、決定通知（松阪市）
- 保険会社へ保険料の支払い（松阪市）

事故発生

松阪市に事故の報告

☎ 0598-53-4069、4088

- 松阪市健康福祉総務課に事故の報告
（受付時間：平日 9:00～16:30）

保険会社に事故の報告

- 保険会社に事故報告（松阪市）

保険会社による調査・審査

- 保険会社より保険加入者やご家族、
関係機関に聞き取り、審査

補償対象：保険金の
支払いあり

補償対象外：保険金の
支払いなし

4. 補償内容

【賠償責任保険】被害者に法律上の損害補償をしなければならなくなったとき。

補償金額 1事故あたり、最大1億円

【補償期間】1年（次年度より更新確認）

*更新時には対象者であるか市で確認しますが、変更がある場合は変更（廃止）届を提出してください。〈例：施設入所、転居、転出、死亡〉

5. 連絡・問い合わせ先

保険の内容・制度等についてお問合わせは、下記までご連絡ください。

松阪市健康福祉総務課

（所在地）松阪市殿町1340番地1

（電話番号）0598-53-4069、4088

（FAX）0598-26-4035